

春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が締結する物品の製造の請負、買入れ、修繕、売払い又は借入れ及び業務の委託（以下「物品売買等」という。）契約についての一般競争入札、指名競争入札（以下「競争入札」という。）又は随意契約に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(競争入札の参加資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、競争入札参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者（以下「名簿登載者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産売却システム（インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行うシステムをいう。以下この項において同じ。）を利用して行う入札については、当該入札に参加することができる者は、市長が別に定める審査を受け、公有財産売却システムを通じて参加資格を付与された者とする。

(資格審査の実施)

第3条 資格審査は、隔年度ごとに1回実施するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該資格審査を実施する年度の翌年度においても実施することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由がある場合を除く。）

(2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 営業に関し必要な登録、免許、許可等（以下「登録等」という。）を受けていない者

第4条 資格審査は、営業種目ごとに行うものとする。

2 営業種目の区分は、市長が別に定める。

- 3 資格審査を受けることができる営業種目の数は、10以内とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定による資格審査を受けることができる営業種目の数は、既に資格審査を受けた営業種目の数と合算して10以内とする。ただし、既に資格審査を受けた営業種目については、同項ただし書の規定による資格審査を重ねて受けることはできない。

(資格審査申請書及び添付書類)

第5条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日部市物品売買等競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書の写し（法人に限る。）
- (2) 身分（元）証明書の写し及び住民票の写し（個人に限る。）
- (3) 財務諸表の写し
- (4) 納税証明書の写し
- (5) 営業に関し必要な登録等を証する書類又はその写し（営業に関し許可等を要する場合に限る。）
- (6) 委任状（様式第2号。代理人を置く場合に限る。）
- (7) 協同組合等にあつては、役員名簿及び組合員名簿
- (8) 春日部市業者登録電算入力票（様式第3号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(資格審査)

第6条 資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、市長が別に定める。

2 資格審査は、申請者の履行能力に関し、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 審査基準日の直前2年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均業務実績高
- (2) 審査基準日における自己資本額
- (3) 審査基準日における職員数
- (4) その他市長が必要と認める項目

(資格者名簿への登載等)

第7条 市長は、資格審査を受けた結果、適格であると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

2 市長は、前項の資格者名簿を有効期間内において公表するものとする。

(参加資格の有効期間)

第8条 参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から2年間とする。

2 第3条第1項ただし書の規定による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、市長が別に定めた日から前項の参加資格の有効期間の末日までとする。

(変更等の届出)

第9条 名簿登載者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに競争入札参加資格者変更届(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地、住所、電話番号又はファクシミリ番号

(3) 法人の代表者

(4) 事業主又は法人の代表者の氏名

(5) 代理人

(6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号又はファクシミリ番号

(7) 代理人の役職名又は氏名

(8) 使用印鑑

(9) 許可又は登録の有無

(10) 協同組合等の役員又は組合員

(11) その他市長が必要と認める事項

2 名簿登載者及びその関係人は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。

(1) 第3条第2項第1号に該当する者となったとき。

(2) 死亡(法人においては解散)したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき、及び更生計画の認可がなされたとき。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき、及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の承継）

第10条 相続、合併、分割（営業の全部を承継した者に限る。）又は営業譲渡（個人業者の法人化を含む。）により名簿登載者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格承継申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、営業の一切を承継した日から90日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。

（資格者名簿からの抹消）

第11条 市長は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当する者となったとき。

(2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。

(3) 金融機関に取引を停止されたとき。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消することができる。

(1) 第9条第1項又は第2項（第3号及び第4号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

(2) 申請又は届出の内容に虚偽があったとき。

(3) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき、又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

（資料提出等の請求）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、

名簿登載者に対し、その都度、資料の提出又は説明を求めることができる。

(告示)

第13条 第5条に規定する市長が定める期間及び審査基準日は、資格審査を実施するごとに告示するものとする。

(随意契約の相手方)

第14条 この規則の規定は、特別な理由がある場合を除き、随意契約の相手方について準用する。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、春日部市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成16年春日部市規則第56号）又は庄和町建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則（平成14年庄和町規則第23号）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年11月28日規則第88号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日規則第65号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市物品売買等入札参加資格に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資格審査に係る申請から適用し、同日前の資格審査に係る申請については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月1日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日規則第 36 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 28 日規則第 113 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 53 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 1 月 27 日規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。